

近畿大学学生外国留学に関する規程

平成8年9月1日

注 平成20年4月から改正沿革を付記した。

改正 平成20年4月1日 平成28年4月1日
平成29年4月1日

(総則)

第1条 この規程は、近畿大学学則第29条の2に基づき、近畿大学（以下「本学」という。）学生の外国留学（以下「留学」という。）に関し必要な事項を定める。

2 国際学部カリキュラムに基づく必修の留学については、別に定める。

(留学の定義)

第2条 この規程において留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学が外国の大学との間に結んだ交流協定に基づき、本学の許可を得て留学するとき。この留学生を交換留学生又は派遣留学生という。

(2) 修学の必要から本学の許可を得て、外国の大学に留学するとき。この留学生を認定留学生という。

(留学の対象大学)

第3条 留学の対象となる外国の大学は、本学と交流協定を結んだ大学及び本学が認定した学位授与権をもつ大学とする。

(交流協定の内容)

第4条 前条に掲げる協定には、原則として次の事項を定めるものとする。

- (1) 協定期間
- (2) 交換又は受入れについての条件
- (3) 履修可能な授業科目等の範囲
- (4) 交換又は受入れ学生数
- (5) 学費及びその納入方法
- (6) 奨学金制度の有無
- (7) 死亡・疾病・事故等の処理方法及びその保険制度
- (8) その他協定の実施に必要な事項

(留学の資格)

第5条 留学できる者は、本学に1年以上在学し、かつ在学1ヵ年につき各学部又は各研究科が定める留学許可に必要な単位を修得した者とする。

(出願の手続)

第6条 留学を志望する者は、必要書類を添付した所定の留学願を本人が所属する学部の学部長又は所属する研究科の研究科長を通じて学長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、留学の目的、留学先、専攻学部学科、留学先での履修科目・単位等履修計画書、受入れ機関が発行する入学内諾書（承諾書）又はこれに類する書類、滞在予定住所、留学期間、同意書等あらかじめ大学が指定する書類を添えなければならない。

(留学の許可)

第7条 留学の許可は、所属する学部の教授会又は所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の決定に基づき、インターナショナルセンターは、留学生の受入れを外国の大学教育機関等に依頼する。

(留学できる期間)

第8条 留学期間は、原則として1年とする。ただし、留学の目的に応じ、1年未満の短期の留学についても認めることがある。

2 前項に定める留学期間は、教育上必要がある場合は、その期間を延長することができる。

3 留学期間の延長を希望する者は、留学期間修了の2ヵ月前までに、留学期間延長願を在学する学部の学部長又は在学する研究科の研究科長に提出し、許可を得なければならない。

4 第1項及び前項の留学期間のうち、原則1年間を限度として修業年限に算入する。ただし、1年以上の算入について、学部で別に規定されている場合においては、所属する学部の教授会の議を経て、認めることができる。

(留学修了の手續)

第9条 留学を修了し、帰国した学生は、帰国の日から1ヵ月以内に、次の各号に掲げる関係書類を提出しなければならない。

(1) 留学修了届

(2) 単位取得証明書(又はこれに準ずる書類)

(3) その他所属学部長又は所属研究科長があらかじめ提出を指定した書類

(修得単位の取扱い)

第10条 留学期間中に留学先の大学等において修得した単位のうち、所属する学部の教授会又は所属する研究科の研究科委員会が適当であると認めた履修科目を制限単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなし、本学の卒業又は修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の規程により認定することのできる単位数は、学部生について60単位、大学院生について10単位を超えない範囲とする。

3 単位認定を受けた学科目は、留学先における学科目の名称及び評点のまま、評価の基準等を付して本学の成績台帳に記載するものとする。

4 単位換算の判定は、その学科目により認定できない場合もある。また、認定に際し必要がある場合には、当該学生の所属する学部又は所属する研究科において、換算及び添付文書の検討、面接試験又は学力試験等必要な措置を行うことができる。

(留学期間前後の学修期間)

第11条 留学前後の学修期間は、可能な限りこれを通算して、単位を修得できるよう取り計らうものとする。

(留学許可の取消し)

第12条 留学中の学生が次の各号に該当すると認められた場合、学生が留学している外国の大学と協議し、所属する学部の教授会又は所属する研究科の研究科委員会の議を経て、留学の許可を取消すことができる。

(1) 修学の実があがらないと認められる者

(2) この規程の定める義務を怠った者

(3) 学生査証が認められない者

(4) 傷病その他やむを得ない理由により留学を続けることができない者

(5) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(6) その他、留學生としてふさわしくない行為を行った者及び留学を継続することに困難な事由が発生した場合

2 前項により留学の許可を取消された者は、直ちに帰国し本学の指示に従うものとする。

(留学に対する助成)

第13条 留学を許可された者に対しては助成することができる。

助成については別に定める。

(交流協定締結に関する特例)

第14条 本学が交流協定を結んでいる大学へ留学する場合は、協定内容に基づき、特例措置を講ずることができる。

(所管)

第15条 学生の外国留学に関する事務は、インターナショナルセンターが所管する。

2 各学部及び各研究科に留学に関する事項を担当する教員を置き、インターナショナルセンターと連携して必要な業務にあたる。

(細則の制定)

第16条 この規程の施行に関する必要な事項は、細則をもって別に定める。

(改正)

第17条 この規程の改正は、国際交流委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成10年9月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月30日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。